

半田市入札及び契約に係る事項の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事、製造の請負及び物件の購入その他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る入札及び契約の透明性と公正性の確保を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）に規定する公共工事の入札及び契約に係る事項の公表に関し必要な事項を定めるとともに、市が独自に行う建設工事等の入札及び契約に係る事項の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(建設工事等の入札及び契約に係る事項の公表)

第2条 市長は、政令第7条第2項に規定する公共工事のほか、次のものの入札及び契約に係る事項を、遅滞なく、公表するものとする。

- (1) 建設工事の契約で設計金額が 200万円を超えるもの
- (2) 製造の請負の契約で予定金額等が 200万円を超えるもの
- (3) 物件の購入その他の契約で予定金額等が 150万円を超えるもの

2 前項の規定に関わらず、公共の安全と秩序の維持に密接に関連するもので、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。

3 第1項の公表は、政令第7条第2項各号に掲げる事項のほか、入札に係る次の事項について行うものとする。

- (1) 入札執行日時
- (2) 入札を行う事業の名称
- (3) 事業場所
- (4) 予定価格
- (5) 最低制限価格、低入札調査基準価格

4 前項第1号から第3号までの事項の公表は入札執行前に行うものとする。

5 第3項第4号の事項の公表は、建設工事に限るものとし、随意契約によるものにあつては契約締結後に、入札によるものにあつては入札執行前に行うものとする。

6 第3項第5号の事項の公表は、建設工事に限るものとし、入札執行後に行うものとする。

7 市長は、第3項の公表事項を変更したときは、遅滞なく、変更後の事項を公表するものとする。

(指名停止措置に関する事項の公表)

第3条 市長は、入札参加資格者の指名停止措置を行ったときは、遅滞なく、次に

掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 指名停止措置を受けた者の商号又は名称及び住所
- (2) 指名停止の期間
- (3) 指名停止の理由

2 市長は、前項の公表事項を変更したときは、遅滞なく、変更後の事項を公表するものとする。

(公表の方法)

第4条 政令第5条第1項及び第5項、第6条並びに第7条第1項から第3項までに規定する公表並びに第2条及び前条に規定する公表は、総務課において所定の場所への掲示又はホームページに掲載する方法で行うものとする。

(公表期間)

第5条 次の各号の公表は、それぞれ当該各号に定める期間行うものとする。

- (1) 政令第5条第1項及び第5項並びに第6条に規定する公共工事の発注見通しの公表 当該年度の3月31日まで
- (2) 政令第7条第1項に規定する入札参加資格者等の公表 当該資格の有効期間の末日が属する年度の3月31日まで
- (3) 第2条第3項及び第7項に規定する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表 公表した日が属する年度の翌年度の3月31日まで
- (4) 第3条第1項に規定する指名停止措置に関する事項の公表 当該指名停止の期間が満了した日が属する年度の3月31日まで

(公表区分)

第6条 入札及び契約に係る主な情報の公表区分は、別表のとおりとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等の入札及び契約等に係る事項の公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

関連事項	公表区分	公表区分 (※1)	公表時期	摘要
一般競争入札参加資格 指名競争入札参加資格		○	—	政令に基づく公表義務付け事項
入札参加資格有資格者名簿 公共工事入札参加資格格付		○	—	政令に基づく公表義務付け事項
発注見通し		○	—	政令に基づく公表義務付け事項
[指名競争入札] 指名基準		○	—	政令に基づく公表義務付け事項
[入札] 参加（指名）した者の名称		△	入札執行後	政令に基づく公表義務付け事項
[指名競争入札] その者を指名した理由		△	入札執行後	政令に基づく公表義務付け事項
[入札] 入札者、落札者、入札金額、落札金額		△	入札執行後	政令に基づく公表義務付け事項
[随意契約] 相手方の名称、見積(契約)金額、選定理由		△	入札執行後	政令に基づく公表義務付け事項
[建設工事] 入札の予定価格		△	入札公告・指名通知後	
[建設工事] 随意契約(契約の相手方を特定して行うものに限る。)の予定価格		△	契約締結後	
[建設工事(少額随契)] 随意契約(契約の相手方を特定して行うものを除く。)の予定価格		△	見積依頼書通知後	
[建設工事以外] 予定価格		×	—	
最低制限価格 低入札調査基準価格		△	入札執行後	
[建設工事] 金額入設計書		△	契約締結後	予定価格積算根拠資料
[建設工事以外] 金額入設計書		×	—	予定価格積算根拠資料
金額抜き設計書		△	入札公告・指名通知後	
指名停止基準		○	—	
指名停止情報		○	—	
工事成績評定表 業務委託成績評定表		▲	—	各監督員・検査職員の採点及び所見のみ非公表
項目別評定点		○	—	あいち電子調達共同システム(CALS/EC)にて公表(※2)

凡例 ○：公表（公開） △：一時非公表（一時非公開）
 ▲：一部非公表（一部非公開） ×：非公表（非公開）

※1 半田市情報公開条例（昭和61年半田市条例第6号）第6条第1項第4号（事務事業情報）に該当する情報については、非公表とする。

※2 令和8年度以降に完了した工事等について適用する。